五戸町危険空き家解体費用補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、老朽化その他の理由により周囲の生活環境に悪影響を及ぼす危険な空き家の解体を促進するため、危険空き家を解体する者に対し、予算の範囲内で交付する五戸町危険空き家解体費用補助金（以下「補助金」という。）について定めるものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成１６年五戸町規則第４５号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「空き家」とは、長期間にわたって居住その他の使用がなされていない一戸建て住宅又は併用住宅をいう。

（補助対象住宅）

第３条　補助の対象となる空き家（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすのものとする。

（１）　町内に存すること。

（２）　別表１において定める評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が当該評定区分ごとに掲げる最高評点を超えるときは、その最高評点）を合算した点数が１００点以上となること。

（３）　周辺の住環境等に深刻な影響を及ぼしていること。

（４）　併用住宅の場合、床面積の２分の１以上が住宅の用に供されていたこと。

（５）　所有関係が明確であり、所有権以外の権利が設定されていないこと。

（６）　他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　補助対象住宅の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税課税台帳又は固定資産税通知書）に所有者として登録されている者（共有名義の場合については、共有者全員の合意により選出された者）

（２）　前号に掲げる者の相続人（複数の相続人がある場合においては、相続者全員の合意により選出された者）

（３）　前２号に規定する者から補助対象物件の解体について同意を得た者

（４）　その他町長が特に認める者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

（１）　法人

（２）　町税を滞納している者

（３）　所有者又は相続人が複数ある場合において、全ての所有者又は相続人から同意を得ていない者

（４）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有する者

（５）　その他補助事業者として適当でないと町長が認める者

（補助対象経費）

第５条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象住宅の解体及び除去（以下「除却工事」という。）に要する経費とする。

２　次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

（１）　立木伐採処分費

（２）　家具及び家電製品運搬処分費

（３）　土砂搬入又は砂利敷き等による敷地整備費

（４）　除却工事により通常生ずる損失の補償費

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費に１０分の８を乗じて得た額と別表２に掲げる区域ごとに定める補助上限額とを比較して、いずれか少ない額とする。ただし、１平方メートル当たりの工事単価の上限額は、国土交通大臣が定める当該年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について（国土交通事務次官通知）」に規定する標準除却費とする。

２　補助金の額に１，０００円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、除却工事の着手前に五戸町危険空き家解体費用補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）　位置図及び写真

（２）　除却工事見積書（経費の内訳がわかるもの）

（３）　補助対象住宅の登記事項証明書又は床面積が確認できる書類
（４）　補助対象住宅の所有者又はその相続人であることが確認できる書類（登記事項証明書、戸籍謄本等）
（５）　所有者又は相続人が申請者以外にいる場合にあっては、他の所有者又は相続人の同意書（添付様式第１号）
（６）　所有者又は相続人以外の者による申請の場合は委任状（添付様式第２号）
（７）　申請者の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
（８）　その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第８条　町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　町長は、前項により補助金を交付することを決定したときは、五戸町危険空き家解体費用補助金交付決定通知書（様式第２号）により、交付しないと決定したときは、五戸町危険空き家解体費用補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第９条　町長は、前条の規定により補助金の交付をする場合において、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に次に掲げる条件を付するものとする。

（１）　申請内容の変更を行う場合にあっては、五戸町危険空き家解体費用補助金事業変更承認申請書（様式第４号）を町長に提出し、その承認を受けること。
（２）　除却工事を中止し、又は廃止する場合にあっては、五戸町危険空き家解体費用補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を町長に提出し、その承認を受けること。
（３）　除却工事が予定の期間内に完了しない場合又は除却工事の遂行が困難となった場合にあっては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
（４）　除却工事の状況、経費の収支等を明らかにする書類及び帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年から起算して５年間保管しておくこと。

（実績報告）

第１０条　補助事業者は、除却工事が完了したときは、五戸町危険空き家解体費用補助金事業完了実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）　工事写真（着工前、施工中及び完了の状況がわかるもの）

（２）　工事代金領収書又は請求書の写し

（３）　その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１１条　町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、五戸町危険空き家解体費用補助金確定通知書（様式第７号）により当該補助事業者に通知するものとする。

２　町長は、前条の規定による実績報告書について、必要があると認めるときは、補助事業者に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

３　町長は、前項の規定による調査の結果、除却工事の実績が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう補助事業者に指示するものとする。

（補助金の請求）

第１２条　補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定した後、補助金の交付を受けようとするときは、五戸町危険空き家解体費用補助金請求書（様式第８号）を町長に提出して行うものとする。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則　（令和６年１１月１２日告示第１３７号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表１（第３条関係）木造住宅

評定項目	評価項目	評価内容	評点	最高評点
構造一般の程度	①基礎	イ　構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	50
		ロ　構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	②柱	イ　構造耐力上主要な部分である柱の最小径が7.5センチメートルのもの	20	
	③外壁又は界壁	イ　外壁の構造が粗悪なもの	25	
	④床	イ　主要な居室の床の高さが45センチメートル未満のもの又は主要な居室の床がないもの	10	
	⑤天井	イ　主要な居室の天井の高さが2.1メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10	
	⑥開口部	イ　主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10	
構造の腐朽又は破損の程度	①床	イ　根太落ちがあるもの	10	100
		ロ　根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15	
	②基礎、土台、柱又ははり	イ　柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	

		ロ　基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ケ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		ハ　基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	③外壁又は界壁	イ　外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
		ロ　外壁又の仕上材料の剥離、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	④屋根	イ　屋根ぶき材料の一部に剥離又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
		ロ　屋根ぶき材料に著しい剥離があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25	
		ハ　屋根が著しく変形したもの	50	
防火上又は避難上の構造の程度	①外壁	イ　延焼のおそれのある外壁があるもの	10	50
		ロ　延焼のおそれのある外壁の壁面数が３以上あるもの	20	
	②防火壁	イ　防火上必要な防火壁が不備であるため防火上支障があるもの	10	

		ロ　防火上必要な防火壁が著しく不備であるため防火上危険があるもの	20	
	③屋根	イ　屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
	④廊下、段等	イ　廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの	10	
		ロ　廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上支障があるもの	20	
電気設備	①主要な居室の電燈	イ　主要な居室に電灯がないもの	20	20
給水設備	①水栓の位置	イ　水栓又は井戸が戸内にないもの	10	30
	②給水源	イ　井戸水を直接利用するもの	15	
		ロ　雨水等を直接利用するもの	30	
排水設備	①汚水	イ　汚水の排水端末が吸込みますであるもの	10	30
		ロ　汚水の排水等の設備なし	20	
	②雨水	イ　雨樋がないもの	10	
台所	①台所の有無	イ　台所のないもの又は仮設のもの	30	30
	②台所の設備	イ　台内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの	10	

		ロ　台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの	20	
便所	①便所の有無	イ　便所がないもの又は仮設のもの	30	30
	②便所の位置	イ　便所が戸内にないもの	10	
	③便所の形式	イ　便槽が改良便槽であるもの	5	
		ロ　便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	10	
備考：一の評定項目につき該当評定内容が２又は３ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。				

別表２（第６条関係）

区域	補助上限額
①　五戸町都市計画用途区域において商業地域に該当する区域	1,600,000円
②　①以外の地域	800,000円

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

五戸町長　様

住　　所
申請者　氏　　名
電話番号

五戸町危険空き家解体費用補助金交付申請書

五戸町危険空き家解体費用補助金交付要綱第７条の規定に基づき、五戸町危険空き家解体費用補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、申請に当たり、私が町に対し支払義務のある町税の納付状況及び相続関係について町が確認することを承諾します。

１．申請額

補助対象経費　　円	補助金申請額　　円

２．補助対象住宅

所在地			
構造		空き家となった年月	年　　月　～
規模	延べ面積　　㎡	階数	階
住宅の種別	専用住宅　・　併用住宅		
所有者	１　申請者に同じ ２　（申請者との関係：　　） 住所　　電話番号		

３．工事期間

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

（裏面有り）

（裏面から）

４．補助対象経費

区　　分	金　額（円）※税込
(A) 除却工事に要する経費	円
(B) 標準除却費単価	木造　：　　円／㎡ 非木造：　　円／㎡
(C) 延べ面積	㎡
(D) 標準除却費　(B) × (C)	円
(E) 交付基礎額　(A) と (D) のいずれか低い額	円
(F) 補助基本額　(E) ×4/5　※1,000円未満切り捨て	円

５．補助金申請額

補助基本額 （F）	補助上限額　(G) ①商業地域：1,600,000円 ②その他　：　800,000円	補助金申請額 (F) と (G) の低い額
円	円	円

添付様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

五戸町長　様

住　　所
申請者　氏　　名
電話番号

同意書

下記の空き家について、五戸町危険空き家解体補助金交付要綱に基づく除却工事を実施することに同意します。

記

空き家の所在地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

権　　利	住所及び連絡先	氏　　名	同意年月日

備考（１）権利欄には、共有者・相続人等の権利関係を記入してください。

（２）氏名はそれぞれの権利者が自署してください。

添付様式第２号（第７条関係）

委任状

五戸町長　様

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項に関する権限を委任します。

記

１．空き家の所在地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．代理人

住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委任者との関係

３．委任事項

五戸町危険空き家解体費用補助金の申請、請求並びに受領に関する一切の権限

年　　月　　日

住　　所

委任者　氏　　名

電話番号

様式第２号（第８条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

五戸町長

五戸町危険空き家解体費用補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった五戸町危険空き家解体費用補助金について、五戸町危険空き家解体費用補助金交付要綱第８条第２項の規定に基づき交付することに決定したので、下記のとおり通知します。

記

１　交付決定額　　円

様式第３号（第８条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

五戸町長

五戸町危険空き家解体費用補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった五戸町危険空き家解体費用補助金について審査の結果、下記の理由により交付しないことを決定したので、五戸町危険空き家解体費用補助金交付要綱第８条第２項の規定に基づき通知します。

記

交付しない理由

様式第４号（第９条関係）

年　　月　　日

五戸町長　様

住　　所
補助事業者　氏　　名
電話番号

五戸町危険空き家解体費用補助金事業変更承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた五戸町危険空き家解体費用補助金について、下記のとおり変更したいので、五戸町危険空き家解体費用補助金交付要綱第９条第１号の規定に基づき申請します。

記

１　交付決定額　　円　（ア）
　　変更交付申請額　　円　（イ）
　　（イ）－（ア）　　円

２　変更する内容

３　変更する理由

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

五戸町長　様

住　　所
補助事業者　氏　　名
電話番号

五戸町危険空き家解体費用補助金事業中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた五戸町危険空き家解体費用補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、五戸町危険空き家解体費用補助金交付要綱第９条第２号の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　交付決定額　　円

２　中止(廃止)の理由

３　中止の期間（廃止の時期）

様式第６号（第１０条関係）

年　　月　　日

五戸町長　様

住　　所
補助事業者　氏　　名
電話番号

五戸町危険空き家解体費用補助金事業完了実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定の通知を受けた五戸町危険空き家解体費用補助金について、除却工事が完了したので、五戸町危険空き家解体費用補助金交付要綱第１０条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

工事完了年月日　　年　　月　　日

様式第７号（第１１条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

五戸町長

五戸町危険空き家解体費用補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった五戸町危険空き家解体費用補助金について、下記のとおり確定したので、五戸町危険空き家解体費用補助金交付要綱第１１条第１項の規定により通知します。

記

確 定 金 額　　円

交付決定額　　円

様式第８号（第１２条関係）

年　　月　　日

五戸町長　様

住　　所
補助事業者　氏　　名　　㊞
電話番号

五戸町危険空き家解体費用補助金請求書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で確定通知のあった五戸町危険空き家解体費用補助金として、下記のとおり請求します。

記

１．請求金額		円							
２．振込口座	金融機関名	銀行・組合・金庫・農協							
	支　店　名	本店・支店・出張所							
	口座番号等	預金種別	普通　・　当座　・　貯蓄　・　その他						
		口座番号							
	口座名義人	フリガナ							
		氏　　名							